

大野市

男女共同参画プラン (案)

令和3年〇月

大野市

目次

第1章 プラン策定にあたって

- 1 プランの趣旨
- 2 プランの基本目標
- 3 プランの位置付け
- 4 プランの期間

第2章 男女共同参画社会の実現に向けた動きと本市の現状と課題

- 1 男女共同参画社会の実現に向けた動き
- 2 本市の現状と課題

第3章 プランの内容

- 1 プランの体系
- 2 施策の展開

基本目標 I みんなの個性が発揮され多様性に富んだ元気な社会づくり

重点施策 1 あらゆる分野における女性の参画拡大

重点施策 2 ワーク・ライフ・バランスの実現の環境づくり

基本目標 II だれもが生き生きと暮らせる地域づくり

重点施策 1 生涯健康で安心して暮らせる社会づくり

重点施策 2 安全に暮らせる地域づくり

基本目標 III 差別のない社会環境づくり

重点施策 1 性別役割分担意識の払拭

第4章 プランの推進と数値目標

- 1 推進体制
- 2 市民・事業者等との連携
- 3 プランの進行管理
- 4 指標及び数値目標の設定
- 5 数値目標・モニタリング指標

第1章 プランの策定にあたって

1 プランの趣旨

平成11年6月に男女共同参画社会基本法が公布・施行され、男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国における最重要課題の一つとして位置づけられました。

本市では、平成13年3月に「大野市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを開始し、平成23年3月には「第2次大野市男女共同参画プラン」、また平成29年2月には「女性の職業生活における活躍についての推進計画」包含した「第2次大野市男女共同参画プラン改訂版」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を推進してきました。

第2次プランの計画期間が令和2年度で終了するため、第2次プランの達成状況やSDGs（持続可能な開発目標）の考え方を取り入れながら、人口減少社会が進む中で女性が積極的に参画できる社会の実現に向けて「第3次大野市男女共同参画プラン」を策定します。

2 プランの基本目標

本プランは、男女共同参画社会の実現をめざして、大野市男女共同参画推進条例第3条の基本理念を踏まえ、3つの基本目標を掲げます。

- (1) みんなの個性が発揮され多様性に富んだ元気な社会づくり
- (2) だれもが生き生きと暮らせる地域づくり
- (3) 差別のない社会環境づくり

大野市男女共同参画推進条例より抜粋

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として行われること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されること。
- (3) 市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるよう配慮されること。
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われるよう配慮すること。
- (6) 男女共同参画社会の形成に当たっては、男女が共に活動するあらゆる機会において、互いに等しく責任を担わなければならないこと。

3 プランの位置付け

本プランは、大野市男女共同参画推進条例第9条に基づく基本計画であり、かつ「第六次大野市総合計画」や諸関連計画との整合性を図った計画です。第六次大野市総合計画前期基本計画では、基本目標「みんなでつながり地域が生き生きと輝くまち」において「男女共同参画社会の推進」を掲げています。

本プランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」です。

本プランの「基本目標Ⅰ みんなの個性が発揮され多様性に富んだ元気な社会づくり
重点施策1 あらゆる分野における女性の参画拡大」は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に規定される「市町村推進計画」です。

大野市男女共同参画推進条例より抜粋

(基本理念)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

男女共同参画社会基本法より抜粋

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(都道府県推進計画等)

第6条

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努力するものとする。

4 プランの期間

本プランの推進期間は、令和3年度(2021年度)から12年度(2030年度)までの10年間とします。

ただし、社会状況の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、必要に応じ見直しを行います。

第2章 男女共同参画社会の実現に向けた動きと本市の現状と課題

1 男女共同参画社会の実現に向けた動き

(1) 世界の動き

男女共同参画の取組みは、国際連合（以下、「国連」という。）を中心として世界的規模で推進されてきています。

平成27年9月の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、17の目標と169のターゲットから構成された「SDGs（持続可能な開発目標）」が掲げられました。17の目標の中には「目標5．ジェンダー平等を実現しよう」をはじめ、本プランに関係が深い目標が盛り込まれています。

(2) 国や県の動き

国においては、平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、その翌月に「女性の職業生活における活躍の基本方針」を、また平成27年12月に「第4次男女共同参画基本計画」を策定しました。福井県においては、平成29年度から令和3年度までを計画期間とする「第3次福井県男女共同参画計画」に基づき、施策が推進されています。

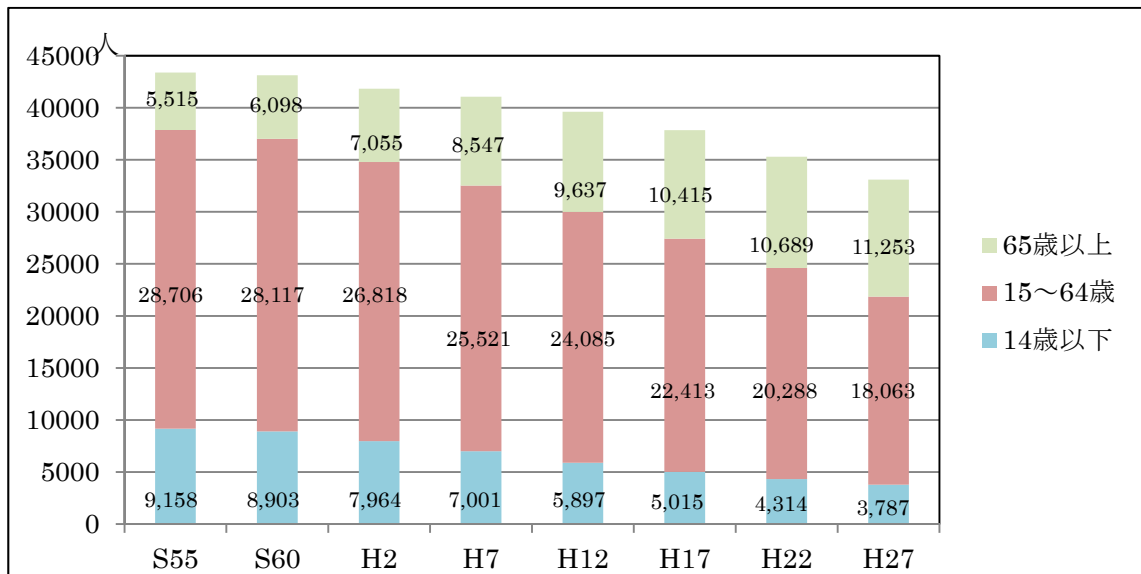
2 本市の現状と課題

(1) 人口の状況

国は、少子化に歯止めをかけ、地方を創生し、人口減少と地域経済の縮小を克服することを目指しています。

本市においても、人口減少、少子化及び高齢化問題は重要な課題と認識しており、議会の代表をはじめ、産、官、学、金融機関、労働団体、メディア、女性、若者、高齢者など各界各層に連携を依頼し、人口減少対策や地方創生を戦略的に取り組んでいくことを目的に平成27年10月、「大野市人口ビジョン・大野市総合戦略」を策定し、現状や課題を分析するとともに、人口減少対策や地方創生に的を絞った施策を実施しています。

図1 大野市の年齢3区分別人口の推移（平成27年国勢調査）
【0～14歳、15歳～64歳、65歳以上】



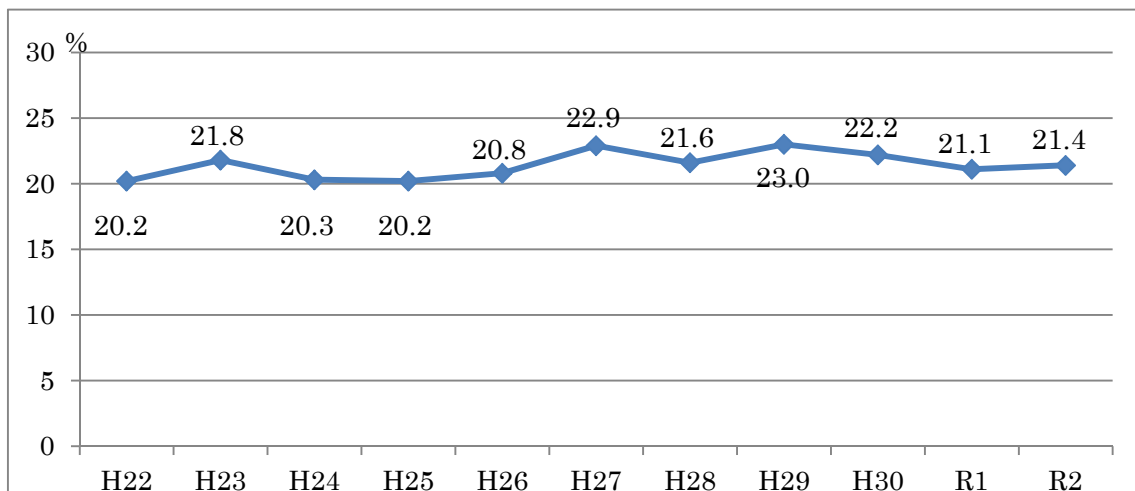
(2) 政策・方針決定過程への女性の参画

市の政策及び事業評価等に対する意見や提案等を行う審議会等の女性委員の参画率は、令和2年4月1日現在の実績が21.4%であり、第2次プランの数値目標である30%には達していません。（図2参照）

一方、市女性職員の管理職への登用は、令和2年4月1日現在5人（管理職総数32人）となっています。

あらゆる分野において女性の参画を拡大していくうえで、市の政策・方針決定過程に女性が参画することは、極めて重要であるため、参画拡大に向けて引き続き取り組む必要があります。

図2 大野市の審議会等における女性委員の参画率推移



(3) 女性の就労とワーク・ライフ・バランス

本市の女性の年齢階級別労働力率は、全国と比較すると高い水準にあり、結婚・出産期の年代である30代においても高い労働力率を維持しています。平成27年国勢調査をみると、本市女性の労働力は、25歳～29歳が85.6%であり、30歳～34歳で83.6%と若干減少しているものの、35歳～39歳は87.1%、また40歳～44歳は90.8%と非常に高い労働力を示しています。全国の数値と本市の数値を、30歳から44歳までの出産・子育て期の期間において比較すると、本市の女性労働力数値が約20ポイント高くなっています。(図3参照)

福井県は全国と比較して夫婦の共働き率が高く、本市においても多くの女性が就労しています。本市の雇用形態(平成27年国勢調査)をみると、女性に占める正社員の割合は、全国の数値が45.5%に対し、本市の数値は56.9%と、約11ポイント高くなっています。しかしながら、本市の男性に占める正社員の割合は84.5%となっており、本市の女性に占める正社員の割合56.9%と比較すると約28ポイントの差があります。

また、被雇用者のうち、管理的職業従事者に占める女性の割合(平成27年国勢調査)は、全国平均が16.4%であるのに対し、本市は14.3%となっており、引き続き女性登用及び男女間格差是正に向けた取組みが必要です。(図5参照)

図3 大野市の女性の年齢階級別労働力の推移(平成27年国勢調査)

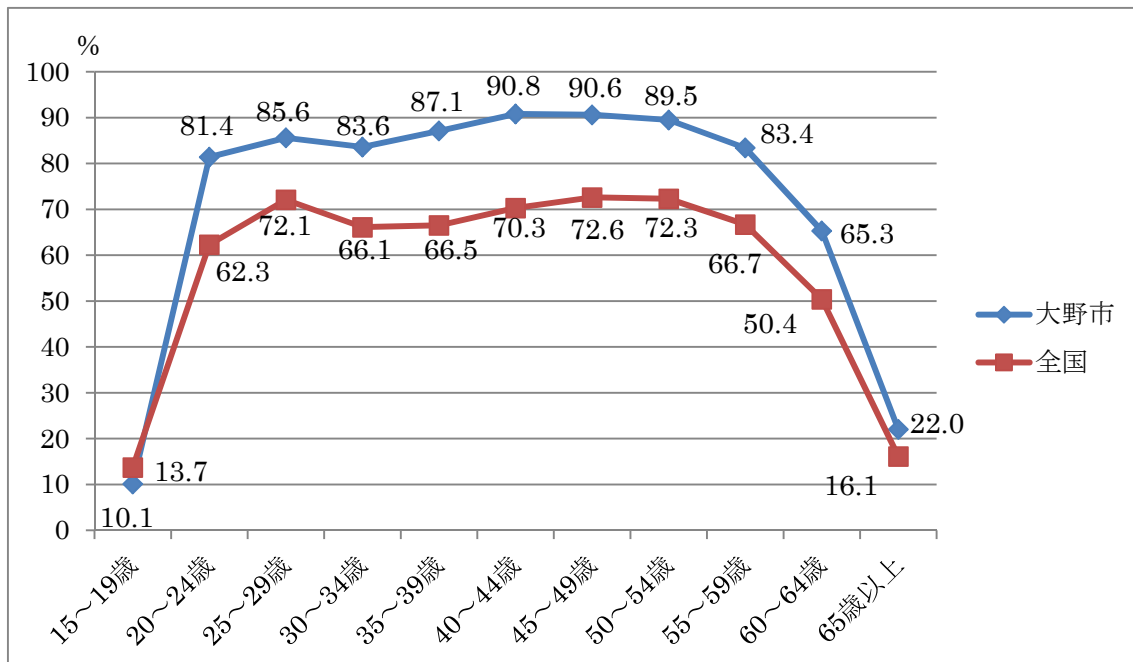


図4 男女の雇用形態（平成27年国勢調査）

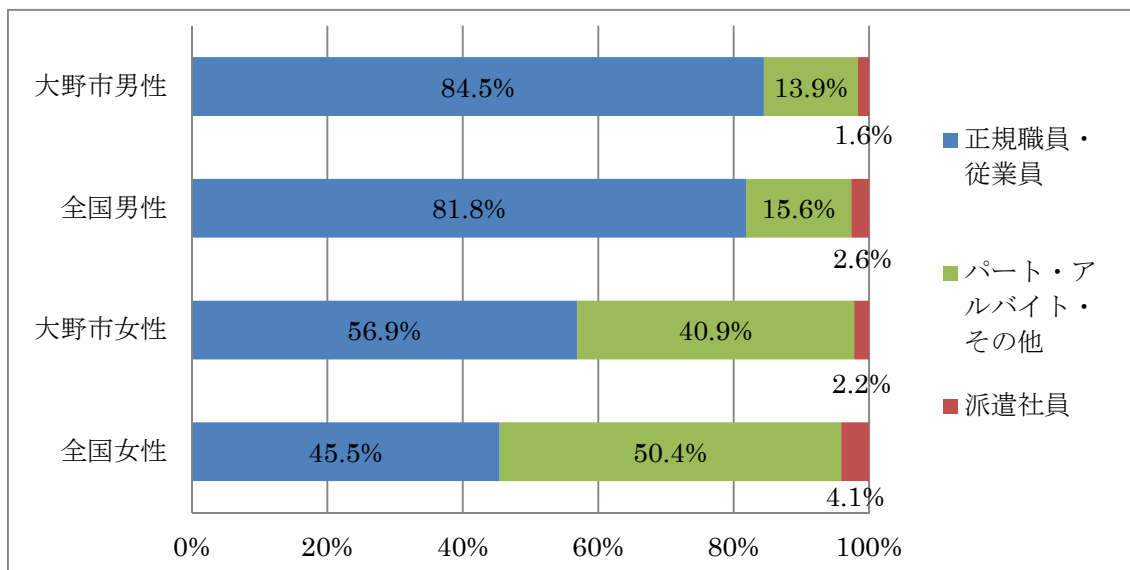
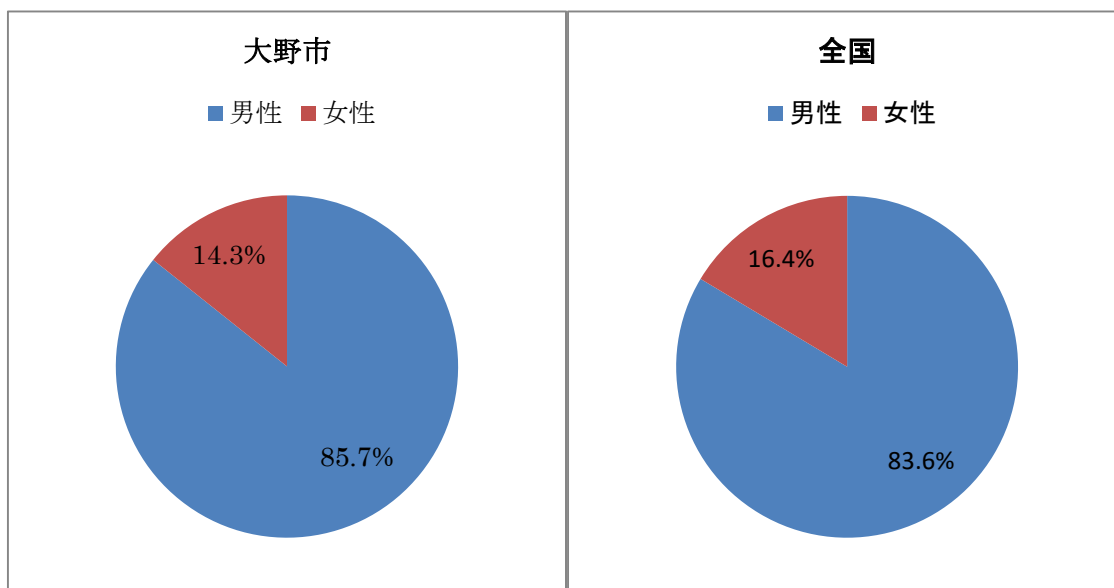









図5 管理的職業従事者の男女比率（平成27年国勢調査）



第3章 プランの内容

1 プランの体系

基本目標	重点施策	施策の方向	SDGs 目標
I 元気な社会づくり みんなの個性が発揮され多様性に富んだ	1 あらゆる分野における女性の参画拡大 (女性活躍推進法に基づく推進計画)	(1) 政策・方針決定過程における女性の参画拡大	 5 ジェンダー平等を実現しよう  8 働きがいも経済成長も  10 人や国の不平等をなくそう
		(2) 能力の開発・発揮の支援	
		(3) 女性の労働環境づくり	
		(4) 地方創生に必要な男女共同参画の推進	
	2 ワーク・ライフ・バランスの実現の環境づくり	(1) 男女がともに働くための環境整備	 10 人や国の不平等をなくそう
		(2) 男女がともに担う育児と介護の環境整備	
II づくり だれもが生き生きと暮らせる地域	1 生涯健康で安心して暮らせる社会づくり	(1) 女性の健康支援	 3 すべての人に健康と福祉を  5 ジェンダー平等を実現しよう
		(2) 貧困による生活困難な女性、高齢者及び障害者等が安心して暮らせる環境整備	
	2 安全に暮らせる地域づくり	(1) 快適で安全に暮らすための環境整備	 16 平和と公正をすべての人に
		(2) あらゆる暴力の根絶	
III 社会環境づくり 差別のない	1 性別役割分担意識の払拭	(1) 男女共同参画教育の充実	 4 質の高い教育をみんなに  5 ジェンダー平等を実現しよう
		(2) 男女の人権尊重と啓発の展開	

2 施策の展開

基本目標 I みんなの個性が発揮され多様性に富んだ元気な社会づくり

男女共同参画社会においては、男女が社会における対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることが重要です。多様な人材の能力を活用し、多様な視点、新たな発想を取り入れることは、女性の活躍を推進するといった観点だけでなく、活力ある社会の創造にもつながります。

また、女性の政策・方針決定過程への参画はこれからの社会づくり、まちづくりに大変重要な意味を持ってきます。

現在本市における市役所の女性管理職、自治会長、あるいは審議会等における女性の割合は低い状況にあります。平成29年に市内女性を対象に実施した「大野市における女性の活躍推進に向けたアンケート」では、自身が地域活動や自治会活動のリーダー的役割を担うことについて、51.7%女性が「極力やりたくない」と回答しており、男性だけでなく、女性にも固定的性別役割分担意識があると考えられます。男女双方の意思が反映されることが必要であることを理解するとともに、女性自身の意欲や能力を高めるため、引き続き女性リーダーの育成に取り組みます。

人口減少が進行する現代社会において、働きたいと希望する人が性別に関わりなくその能力を発揮できる社会づくりは、持続的安定的な経済発展には欠かせません。男女が互いに尊重して助け合いながら、仕事や家庭生活、地域生活等のバランスを取って参画できるよう、職場環境の整備及び育児・介護支援の充実化を図ります。

重点施策 1 あらゆる分野における女性の参画拡大

施策の方向（1）政策・方針決定過程における女性の参画拡大

施策の内容		実施事業	担当課
市女性職員の採用及び登用の推進	計画的な人材育成や登用等の推進	<ul style="list-style-type: none"> 女性職員を人事・財政・企画・議会担当等多様なポストに積極的に配置 意欲ある女性職員について、省庁・民間企業・他団体への出向機会を積極的に確保 	総務課
	女性管理職等への登用の推進	<ul style="list-style-type: none"> 多様な職務機会の付与と研修の実施 管理職を対象にした意識改革研修の開催 	総務課
委員数等の男女均等の促進	市の審議会委員等への積極的な女性登用の推進及び女性委員ゼロの審議会等の解消	<ul style="list-style-type: none"> 委員の選出団体に対して、積極的な女性委員の推薦を依頼 女性委員のいない審議会等に対する女性登用の働きかけ 委員公募制度の活用（女性枠確保の検討） 	地域振興室 全部局

施策の方向（2）能力の開発・発揮の支援

施策の内容		実施事業	担当課
人材育成の推進	職場における女性リーダーの育成	産業支援機関が実施する働く女性のキャリアアップなどの講座や研修の情報を広報おおの及び市ホームページに掲載	総務課 商工観光振興課
	地域における女性リーダーの育成	<ul style="list-style-type: none"> 様々な分野で活躍する「女性リーダー」を招へいし講座やワークショップの開催 女性活躍をテーマとした講演会の開催 	地域振興室 生涯学習課
	研修会への参加支援や学習会開催情報の提供	市ホームページや公民館を活用した学習会開催情報の提供	総務課 生涯学習課
	大野男女共同参画ネットワーク加入団体に向けた支援の継続や協働事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 大野男女共同参画ネットワーク加盟団体の活動を通じた連絡及び提携の強化 大野男女共同参画ネットワークによる市民学習会を通じた意識啓発 	地域振興室 生涯学習課

施策の方向（３）女性の労働環境づくり

施策の内容		実施事業	担当課
女性起業家の支援	経営共同参画のための情報の提供	産業支援機関が実施するセミナー情報を広報おおの及び市ホームページに掲載	商工観光振興課
	女性起業家の運営する事業や取組みに対する支援	・女性起業家・経営者支援事業の実施による店舗改修経費や商品開発・販路開拓経費への助成 ・他の支援機関と連携し、新規事業の立ち上げのサポート及びフォローアップの実施	商工観光振興課
賃金格差の解消	男女間の賃金格差の是正の推進	県や商工会議所など関係機関と連携した啓発活動の実施	商工観光振興課
再就職に関する支援	新型コロナウイルス感染拡大のような非常時の影響や子育て、介護等で離職した人に対する再就職の支援の実施	福井労働局などと連携した相談窓口の設置	商工観光振興課

施策の方向（４）地方創生に必要な男女共同参画の推進

施策の内容		実施事業	担当課
地域における女性活躍の推進	各団体における会長や役員等への参画の促進	各団体において男女共同参画社会の実現に向けた学習会の開催	全部局
男性自身の固定的役割分担意識の解消	男女共同参画社会の発展に向けた男性に対する啓発活動の強化	男性の意識改革に向けた講座の開催	地域振興室 生涯学習課
農業の持続性の確保	女性と農業の関わりの推進	・農林産物の栽培講座や農業体験など気軽に農業に触れ合うことができる環境の整備 ・道の駅直売所や朝市などの直売施設への農林産物の出荷及び越前おおの農林楽舎が実施する野菜の集出荷事業の促進 ・農業の六次産業の推進	農業林業振興課

重点施策 2 ワーク・ライフ・バランスの実現の環境づくり

施策の方向 (1) 男女がともに働くための環境整備

施策の内容		実施事業	担当課
労働環境改善の促進	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所への啓発の実施 ・取り組んでいる事業所の事例を広報おおのや市ホームページに掲載 	商工観光振興課
	労働関連の法令遵守の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・労働基準法や男女雇用機会均等法等の労働関連法令の遵守に関する情報を集約し、広報おおの及び市ホームページに掲載 ・県や商工会議所など関係機関との連携による企業等への啓発 	商工観光振興課
ポジティブアクションの推進による男女格差の是正	事業所等における女性管理職の登用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の登用促進に関する情報を広報おおのや市ホームページに掲載 ・県や商工会議所など関係機関と連携した啓発活動の実施 	商工観光振興課
男性の家庭生活への参画促進	男性を対象とした家庭生活に関する講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・児童、生徒と保護者との親子のふれあい講座の開催 ・料理教室、家庭教育講座の開催 	健康長寿課 生涯学習課
	出産や育児を夫婦が協力して取り組むための啓発	医療機関が実施する両親学級への参加状況及び妊娠・育児中の父の協力状況についての確認や、個々の面談等を通じてのきめ細かな支援の実施	健康長寿課
	育児・介護休暇を利用しやすい職場環境の整備	県や商工会議所など関係機関と連携した啓発活動の実施	総務課 商工観光振興課
女性の視点から見る男女共同参画	アンケート調査の実施	市民を対象に、大野市のイメージや課題、活性化策等についてのアンケートの実施	総合政策課 地域振興室 福祉こども課
	若い女性の意見を聴く会の実施	子育て支援策等について、若い女性の視点による意見を聴く会の開催	地域振興室 総合政策課 福祉こども課

施策の方向（２）男女がともに担う育児と介護の環境整備

施策の内容		実施事業	担当課
子育て支援の充実	男女がともに担う家事・子育ての促進	男女の育児・家事に関する講座の開催	地域振興室
	男女の育児休業取得の促進	育児休業の取得に協力する事業所に対する支援	商工観光振興課
	保育サービスの充実	一時預かりや病児デイケア事業、すみずみ子育てサポートなど、保護者のニーズに対応した事業の実施	福祉こども課
	育児相談の体制の充実	子育て支援センター等において、関係機関と連携した相談会の実施	福祉こども課
県の育児不安解消サポート事業と連携し、乳幼児を持つ母を対象に子育て支援センターでの相談会の実施		健康長寿課	
介護支援の充実	家族の介護負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度等の周知と適正なサービスの利用促進 ・ケアマネージャーを通じた家族員による役割分担の促進 	健康長寿課
	介護予防事業の充実化	<ul style="list-style-type: none"> ・フレイル予防や高齢者の健康づくり講座の実施 ・住民主体の通いの場や健康サポーターの活動促進 	健康長寿課

基本目標 II だれもが生き生きと暮らせる地域づくり

男女共同参画社会は、性別のみならず、年齢、国籍、障害等の違いや有無に関わらず、お互い支えあって、安心して暮らせる社会であるべきです。男女共同参画社会を実現するためには、男女が生涯にわたって心身ともに健康を維持することができ、自立した社会生活や家庭生活の活動ができる環境づくりが必要です。

誰もが安心して暮らせる社会を目指すため、生活困窮者やひとり親家庭、高齢者、障害者等、困難な状況に置かれている人々が安心して自立した日常生活や社会生活を送れるよう支援します。

近年では大震災や豪雨災害等の大規模災害が全国で頻発しており、男女共同参画の視点からの災害対応が行われることが一層求められています。避難所での生活をはじめとして、災害時ではいろいろな場面で、男女双方の視点に配慮する必要があることから、防災体制における女性の参画を推進します。

また、DVやハラスメント行為等の重大な人権侵害行為であり重要な課題です。人権侵害防止に努めるための広報及び啓発活動等を実施するとともに、相談体制の強化を推進します。

重点施策 1 生涯健康で安心して暮らせる社会づくり

施策の方向 (1) 女性の健康支援

施策の内容		実施事業	担当課
妊娠・出産期における健康管理の支援と健康の充実	妊娠から産後における相談や支援の充実	母子健康手帳の交付や母親学級、育児教室の開催	健康長寿課
	安心して出産できる体制の強化	・母子健康診査事業や産後うつ対策の充実 ・妊婦、乳児を対象に健康診査費用の助成	健康長寿課
男女の健康を生涯にわたり包括的に支援	生涯を通じた健康支援及び性差に応じた健康支援の充実	健康栄養相談、歯科相談、歯科検診を実施	健康長寿課
	生活習慣病予防のための特定健診受診の推進	通知や広報おおのによる受診勧奨の実施	市民生活課

施策の方向（２） 貧困による生活困難な女性、高齢者及び障害者等が安心して暮らせる環境整備

施策の内容		実施事業	担当課
生活困難者の自立支援	状態に応じたきめ細かな福祉サービスの提供	生活困窮者自立支援事業、生活保護等による自立支援	福祉こども課
ひとり親家庭への自立支援	母子・父子自立支援員による相談・指導等の支援	ひとり親家庭の生活安定、自立促進のための福祉サービス提供と相談体制の強化	福祉こども課
在宅福祉サービスの充実	相談体制を強化し、ニーズを的確に把握することによるきめ細かな在宅サービスの提供	障害者福祉サービス事業、地域生活支援事業の提供	福祉こども課
		地域包括支援センターや在宅介護支援センターでの相談支援の実施と適切な在宅福祉サービスの提供	健康長寿課

重点施策 ２ 安全に暮らせる地域づくり

施策の方向（１） 快適で安全に暮らすための環境整備

施策の内容		実施事業	担当課
防災・防火・防犯への女性参画推進	女性消防団員の更なる活躍	結の故郷女性分団の活動範囲の拡充と資質の向上を図り、地域に密着した啓発活動の実施	消防本部
	自主防災組織の防災活動における男女共同参画の促進	職員が出向く自主防災組織の防災訓練時等における女性の防災活動への積極的な参加の要請	防災防犯課
	女性や要配慮者の視点に立った避難所の運営体制の整備	・避難所における性犯罪防止やプライバシーの確保等、運営体制全般にわたり女性や要配慮者が安心して避難生活を送るための避難所運営 ・女性団員と連携した避難者支援体制の充実	防災防犯課 消防本部

施策の方向（２） あらゆる暴力の根絶

施策の内容		実施事業	担当課
女性に対する暴力等人権侵害行為の根絶	民生委員児童委員や地域福祉関係者との連携を深ることによる、DV等の発見・通報支援体制の強化	支援申請者の住民票等の交付制限	市民生活課
		民生委員児童委員による発見・通報体制の強化と活動の支援	福祉こども課
		関係機関との連携を図り、学校生活内での異常の早期発見	教育総務課

DVの防止対策	DVを未然に防ぐための啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待を受けている児童・女性を対象に家庭児童相談員や母子・父子自立支援員による相談支援体制の強化 ・児童については児童相談所と、女性については奥越健康福祉センター等の関係機関と連携した相談支援体制の強化 ・障害者の虐待については、障害者相談支援センターや総合福祉相談所と連携した相談支援体制の強化 	福祉こども課
		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障害者虐待防止ネットワーク会議や高齢者虐待予防講演会等の開催 ・地域包括支援センターと関係機関が連携した相談支援体制の強化 ・介護者の状況把握体制整備による介護負担への早期対応 	健康長寿課
セクシャル・ハラスメントや性犯罪防止対策	セクシャル・ハラスメント等の防止に向けた啓発	ふくい女性財団による地域連携講座や教育連携講座を活用した周知	総務課 商工観光振興課
	性犯罪を未然に防ぐための広報	警察等関係機関と連携した広報・啓発活動の実施	地域振興室
相談体制の強化	窓口設置による相談や支援体制の強化	総務課を窓口として関係機関と連携し、市民からの相談に対応	地域振興室

基本目標 III 差別のない社会環境づくり

男女共同参画社会を形成していくためには、男女が互いにその人権を尊重しあう中で、幼少期をはじめ、様々な世代で固定的な性別分担意識を植え付けず、男女が対等に生きる意識づくりが大切です。

差別のない社会環境づくりには、次世代を担う子どもたちが幼少期から男女共同参画について学ぶ中で、思いやりやお互いを認め合う心を育みながら、男女が対等に生きる意識を身に着けた大人に成長していく事が求められています。

様々な媒体での啓発活動を継続するとともに、生涯の学習を通じて全ての世代における男女共同参画の理解の促進に取り組みます。

重点施策 1 性別役割分担意識の払拭

施策の方向（1）男女共同参画教育の充実

施策の内容		実施事業	担当課
男女平等を推進する教育	男女が対等に生きる意識づくりや家族や家庭生活を大切にする教育の取組	道徳や家庭科の授業、学校生活全般を通じた心の醸成と実践的な態度の養成	教育総務課
		小・中学校の保護者に対する子育て講座の実施と家庭教育講座の開催	生涯学習課
男女共同参画の視点に立った進路指導	性別にとらわれない進路指導	本人の希望や意思を尊重した進路相談の実施	教育総務課
	性別にとらわれない職業意識の育成	広い分野における職場体験学習の実施などによる職業観の育成	教育総務課
職員の意識深化	男女共同参画及び人権教育の研修の実施	保育士対象研修会での啓発活動の実施	福祉こども課
		教職研修会での人権に関する講演会の実施	教育総務課

施策の方向（2）男女の人権尊重と啓発の展開

施策の内容		実施事業	担当課
人権問題の啓発	人権講演会や、女性や性的マイノリティ（LGBT）の人権問題をテーマとした学習会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館活動や地域行事を活用した人権啓発や、人権ビデオの放映、イベントでのパネル展示の実施 ・保育所、児童センターでの人権紙芝居などの実施 	地域振興室 生涯学習課
広がりを持った広報啓発	教育の充実とメディアを通じた啓発活動の強化	広報おおのを活用しての啓発活動の実施	秘書広報室 総務課
	県や市の女性団体等と連携した広報・啓発の実施	市ホームページへの県や女性団体の掲載	地域振興室
国際的視野の育成	男女共同参画に関わる国際的な情報や取組みの情報収集と提供	公民館と連携し、ALTを活用した国際理解講座の実施	教育総務課 生涯学習課

第4章 プランの推進と数値目標

1 推進体制

人口減少、少子化及び高齢化が進行する中で、「みんなでつながり地域が生き生きと輝くまち」をつくるために、男女共同参画社会の推進はますます重要となっています。

この推進には、市の業務全般において、全職員が一丸となって、大野市男女共同参画推進条例の基本理念を念頭に、市の責務を果たさなければなりません。

そのため、庁内関係部局の一層の連携を図り、各施策の進捗状況を把握し、計画的に推進していきます。

2 市民・事業者等との連携

プランの推進に当たっては、市民や事業者と市の協力体制が重要であり、大野市男女共同参画推進委員会や市民団体等との連携を図ります。市民団体や企業等とのパートナーシップを推進し、事業の協働実施に取り組みます。

3 プランの進行管理

毎年度、プランの進捗状況について、大野市男女共同参画推進委員会に報告し、評価・点検を行います。評価結果については、市ホームページ等を通じて公表します。

4 指標及び数値目標の設定

プランに掲げる具体的施策については、数値目標及び男女共同参画社会の進行状況を表わすモニタリング指標を設定して、調査及び研究を行います。

5 数値目標・モニタリング指標

基本 目標	項目	区分	数値	
		目標・ モニタリング	現状 (2年度)	目標 (12年度)
I	審議会等への女性の登用率	目標	21.4%	30%
	市役所における役職者に占める女性の比率（課長補佐）	目標	30.6%	40%
	市役所における女性管理職比率（課長級以上）	目標	15.6%	20%
	女性が地域活動のリーダーとなっている自治会等※1の比率	目標	5.9%	10%
	職場における男女の地位の平等感	モニタリング	%	%
	管理的職業従事者に占める女性の比率	目標	14.6% (平成 27 年 国勢調査)	15%
	女性の雇用形態における正社員の割合	モニタリング	56.9% (平成 27 年 国勢調査)	60%
	市役所における男性の育児休業、部分休業、育児短時間勤務制度いずれかの取得率	目標	0%	13%
	家庭における「炊事、洗濯、掃除」の男女が同じ程度実施する比率	モニタリング	%	%
II	生活習慣病予防のための特定健診受診率（大野市国民健康保険加入者）	目標	43.8% (令和 2 年 3 月末時点)	60%
III	男女平等に対する関心がある人の比率	モニタリング	%	%
	社会通念、慣習、しきたりにおいて、男女の地位の平等感	モニタリング	%	%
	男女共同参画意識向上のための職員向け研修会を開催	目標	0回／年	1回／毎年

※モニタリングは、男女共同参画の進捗状況を把握するために、国勢調査やアンケート調査の実施により観測・測定を行う。

※1…自治会長、各種団体地区会長、保育所・学校等保護者会代表等